第8章　鑑定評価の手順

- 前文
  - 手順が必要
  - 手順について
- 第１節　基本的事項の確定
- 第２節　依頼者、提出先及び利害関係等の確認
  - 提出及び開示の相手方
    - 依頼者以外への提出・開示の確認
    - 利用目的の把握に資する
  - 関与鑑定士及び業者の利害関係
    - 対象不動産
      - 鑑定士
      - 業者
    - 依頼者
      - 前文
      - 鑑定士との特別の資本的関係
      - 鑑定士との特別の人的関係
      - 業者との特別の資本的関係
      - 業者との特別の人的関係
      - 業者との特別の取引関係
    - 提出先
      - 読み替える
  - 評価額の公表
- 第３節　処理計画の策定
  - 前文
  - 対象不動産
  - 他の専門家
  - その他必要事項
- 第４節　対象不動産の確認
  - 前文
  - 物的
    - 意義
    - 登記との異同
    - 留意事項
      - 原則
      - 例外
  - 権利の態様
    - 意義
    - 留意事項（7）
- 第５節　資料の収集及び整理
  - 意義
  - 確認資料
    - 定義
    - 区分
  - 要因資料
    - 定義
    - 区分
    - 一般・地域
    - 個別
  - 事例資料
    - 定義
    - 区分
    - 参考資料
- 第６節　資料の検討及び価格形成要因分析
  - 資料の検討
    - 意義
    - 即応しているかの検討
  - 価格形成要因の分析
    - 意義
    - 他の専門家による調査結果の活用
    - 想定上の条件設定
    - 影響の程度を推定
    - それぞれの要件
    - 留意事項
      - 合理的な推定
      - 価格形成要因から除外
        - 価格形成に大きな影響を与えない
        - 調査範囲等条件を設定した場合
    - 各論1章　留意事項
      - 原則
      - 例外
      - 心理的嫌悪感
- 第７節　鑑定評価手法の適用
  - 意義
  - 参酌
  - 留意事項
    - 意義
    - 複数手法のみなし適用
- 第８節　試算価格又は資料調整
  - 意義
  - 重要
    - 再吟味（6）
    - 説得力にかかる判断（2）
- 第９節　鑑定評価額の決定
  - 意義
  - 土地の正常価格を求める場合
- 第１０節　鑑定評価報告書の作成